

歴史からたどる漁業制度の変遷

—江戸から明治へ—

主任研究員 田口さつき

1 江戸時代の山野海川入会

漁業者は、様々な規制のもとで漁業を営んでいる。幸い日本には、漁業者間の紛争とその解決方法や取決めについての多くの文献があり、漁業制度の歴史について学ぶことができる。

現代の漁業法の源流とされているのは、奈良時代の大宝律令(701年)の中に、「山川藪沢之利、公私之を共にす」という、自然に育まれる共有資源を個人が独占してはならないという勅令である。当時、魚を根絶やしにとる漁法などが問題化していたとされる。

その後、江戸時代になると、「山野海川入会」(1741年)という法令が幕府から出された。そのなかで「磯猟は地付根付次第なり、沖は入会」という原則が示された。これは、陸地に続く海面は漁村による自主的な管理のもと構成員が利用するものとする一方、沖は漁業者が基本的には自由に利用するというものである。これが一般的な原則となり、漁業者は紛争が起きれば幕府または藩に訴えた。

漁具、漁法などの発展が進むと、紛争も一段と増えていった。紛争解決のために、漁業者は統治者の調停を受けながらルールを形成していった。

例えば、東京湾沿岸の浦の代表者たちが紛争多発を受け協議を行った。そして、1816年に44浦の代表が神奈川浦に集まり「内湾漁業議定一札の事」という議定書に、署名押印した。このなかで毎年春に集まり、話し合いを行うこと、使用漁具を限定し、新しい漁法・漁具の利用は禁止することなどを決めた。

2 明治になり、制度が変わる

明治になると、状況は一変する。まず、廢

藩置県により、領主がいなくなった。その結果、「今まで幕府または藩から、許可されていた各種の漁業特権は、失われたものとの見解もあり」(『東京都内湾漁業興亡史』128頁)、全国各地で混乱が始まった。

また、明治政府は1875年(明治8年)に統一的な租税制度を導入すると宣言し、これに伴い漁業者がそれまで領主に納めていた雑税が廃止された(明治8年太政官布告第23号)。さらに、明治政府は同年12月に、海面が国ものであるという、いわゆる海面官有宣言を行い、特定の区画を借りたい者は管轄庁に届け出るように指示した(明治8年太政官布告第195号)。同時に従来課税されてきた分は借用料として政府に納める構想(海面借区制)が示された(明治8年太政官達第215号)。

3 海面官有制の衝撃

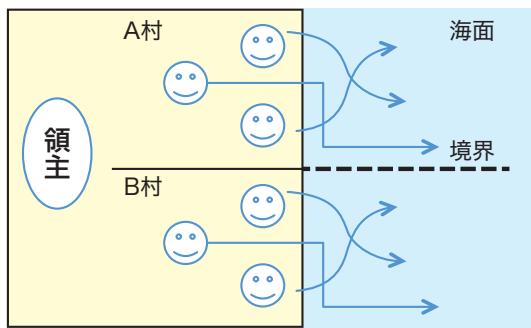
廢藩置県、雑税の廃止、海面官有宣言・海面借区制といった一連の動きを受け、漁業者間あるいは漁村間の紛争は激しくなっていった。例えば、前述の東京湾における協定は、「破棄され、同業者の慣行規約も廃止となり、禁止漁具の小晒網こざらしあみの如きも公然と行われ、漁業者間には一大紛争を見るに至った」(前掲書同頁)そうである。

海面官有宣言・海面借区制は漁場占有利用権を誰に許可すべきかを明らかにしていなかったことから、多くの漁場出願を引き起こした。「従来からの漁業者と、新規希望者は互いに競って、海面使用を出願し、このため、旧慣は無視され、在来所有していた権利を失った者や、新たに権利を得た者、また区域を拡張したものが続出」した(前掲書129頁)。

また、漁業紛争は、隣接漁場との境界問題・

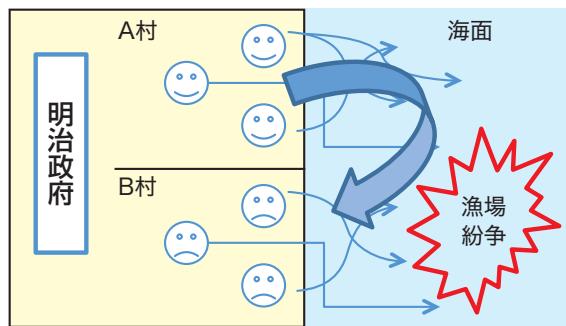
第1図 隣接漁場との境界問題のイメージ図

江戸時代 漁業者は領主から漁場占有利用権を認められる



資料 筆者作成
(注) ☺は漁業者、→は漁船の移動経路。

維新後 明治政府は海面官有宣言を行った



漁場侵犯問題・漁業妨害問題など、様々なものが起こり、各県から内務省等に問合せが相次いた。

明治政府は1876年に海面を占有利用する者から借用料をとることを中止し、漁業者に府県税を課すこととした(明治9年太政官達第74号)。また、営業取締り上、出願はそのままであるが、なるべく「従来の慣習」に従うようにという指示を出した。しかし、紛争はその後も続いた。1881年(明治14年)に内務省は、廃藩置県以降に旧慣を変えたため適度な漁獲が行われなくなったことを指摘した(明治14年内務省達第2号)。そのうえで、実態を調べ、一層漁業を保護し、水産の生殖に注意すべきという通達を出した。隣村町村間の調整をさらに進め、広域的な漁場利用の円滑化という課題認識は、1886年(明治19年)の漁業組合準則公布につながっていくのである。

4 得られる教訓

共有資源に関する制度の研究者であるオストロムは、制度について「機能している一連のルール」と定義した(Ostrom(1990))。そして機能しているルールとは、資源の利用者、関

係者が持つ「共通の知識」であるとした。さらに、共通の知識は、①すべての参加者があるルールを知っていると認識しており、②すべての参加者が他者もそのルールを知っていると認識しており、③すべての参加者が「他者は『参加者がそのルールを知っていること』を知っている」と認識していることとした。

江戸時代にはこのような漁業者間のルールが明文化されていないものも含め存在していた。しかしながら、一足飛びに新制度を導入したことと、それが多くの漁業者に従来の慣習の廢止と受け止められたため、混乱が生じた。明治政府はこうした事態を見極めたうえで従来の慣習の維持を指示するに至った。

貴重な文献から得られる教訓は、制度の変更が本当に必要であるか、充分すぎるほど慎重でなければならないということである。また、制度を変更する場合は、従来の慣習がどのように機能しているかを見極め、十分な時間をかけ、漁業者と十分に意見交換を行い、新制度が機能するよう調整をしていくことが求められているということである。

＜参考文献＞

- ・ 東京都内湾漁業興亡史編集委員会(1971)『東京都内湾漁業興亡史』東京都内湾漁業興亡史刊行会
- ・ Ostrom,Elinor(1990), *Governing the Commons:The Evolution of Institutions for Collective Action* : Cambridge University Press.

(たぐち さつき)

(注)浦は、漁業を専業とする者が住む漁村。幕府から保護された。これに対し、他の村(いわゆる磯村)は、自家消費用もしくは田畠の肥料として漁業を行うことが許されていた。